

○建築基準法 別表第二 抜粋

(い)	<p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの</p>
(に)	<p>1 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号、(へ) 項第 3 号から第 5 号まで、(と) 項第 4 号並びに(り) 項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの</p>
(ほ)	<p>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3 カラオケボックスその他これに類するもの</p>
(へ)	<p>3 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p> <p>4 自動車車庫で床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので政令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p>
(と)	<p>4 (る) 項第 1 号(1) から(3) まで、(11) 又は(12) の物品((ぬ) 項第 4 号及び(る) 項第 2 号において「危険物」という。) の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>
(り)	<p>2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p>
(ぬ)	<p>4 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>
(る)	<p>1 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。) を営む工場</p> <p>(1) 火薬類取締法の火薬類(玩具煙火を除く。) の製造</p> <p>(2) 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物の製造(政令で定めるものを除く。)</p> <p>(3) マッチの製造</p> <p>(11) 可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。)</p> <p>(12) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)</p> <p>2 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>
(か)	<p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。) の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの</p>